

す。この共同声明に我が国も参画しているわけですから、これが我が国の政府としての見解であります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私、幹事長のその発言、ちょっと真間にして存じ上げないのです。政府におきましては、今申し上げたように非常に立場が、G7で出しておりますので立場は極めて明快でございます。ロシアによるクリミアの併合は、国連憲章、ヘルシンキ宣言の下でのロシアの約束、そして一九九七年のロシア・ウクライナ友好協力条約及び二〇一〇年のロシア連邦海軍艦隊駐留の地位及び条件に関する協定に基づく義務、並びに一九九四年のブダペスト覚書における約束の明確な違反にならうというものを我々は立場を明確にしております。

○吉田忠智君 自民党総裁として、撤回して、ホームページから削除すべきではありませんか。
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私も日々総理大臣としての仕事がございます。幹事長の一々の発言というのを一々確かめる立場にはございません。政府としては、今御指摘がございましたが、累次外務大臣も私も申し上げておる通り、これが日本国の正式な見解でございます。

○吉田忠智君 イギリスのエコノミスト誌によれば、プーチン大統領は国際秩序を支える規範をじゅうりんし、ウクライナだけでは済まない危険な前例をつくつたと論評しています。私もそのとおりだと思っております。このような前例はアジア地域にも大きな影響を与えるわけでありまして、是非その点、自民党総裁として石破幹事長のしつかり指導をしていただきたいと思っております。

次に、引き続き、集団的自衛権について伺います。

○吉田忠智君 インタビューで、民主党政権時代の北澤元防衛大臣、七百十七日務められましたけれども、在任中に、公式、非公式を問わず、日本政府は集団的自衛権行使を容認すべきとの意見は全く聞かなかったと発言されています。また、柳澤協

二内閣官房副長官補も、米固から要求されたことは全くないと答えています。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 米固から集団的自衛権行使容認を求められたことがありますが、あるのであれば、いつ、誰に言われましたか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) そもそも、解釈についての議論は米固から言われてやるものではなくて、我が国が主體的に判断をし、我が国の国民の生命と財産を守るために、今安保法制態において議論がなされているわけでございます。米固から指示されて行うものではないし、事実行われていないわけでございます。

○吉田忠智君 日米安保に基づいて、米固は日本防衛義務を負い、他方、日本は米軍基地と駐留経費を提供しております。来年度予算における米軍関係経費は四千六百六十七億円にも上るわけでありまして、ホスト・ネーション・サポートの比較でも、総額、負担率とも世界最高水準であります。既に十分過ぎるほど双務的だというのがこれまでの政府の認識ではありませんか。

安倍総理は双務性ということに随分こだわっております。経費は米固持ちで米国内に自衛隊基地をつくる、あるいは日本国内の米軍基地を全て撤去しないとこれは論理的には成り立たないと思っております。総理は米固にそのようなことを提起をしますか。双務性のことについて。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 双務性につきましては、言わば安保が六〇年に改定をされました五条と六条ができたわけでありまして、そこで初めて、第一次の改定される前の安保条約には米軍が日本を防衛するという防衛義務は課されていなかったわけでございます。言わば、最初の安保条約は一条から五条までしかなかったわけでありまして、日本を防衛することができるとは書いてありませんが、共同対処するということは書かれていなかったわけでありまして、この六〇年の安保改定によって、言わば五条で共同対処、米固が日本を守るという防衛義務を事実上負ったわけでございます。

います。そして、それに対応する形で、六条において我が国の施設を米固はこれは極東の平和と安定を守るために使用するという権利を持ったわけでございます。これにおいて言わば双務性という事になっていくわけでございます。

○吉田忠智君 これまでも議論がいろいろあります。総理が自ら最高責任者で長年積み上げてきた憲法解釈を変える、海外で武力行使は行わない、そのことが一貫した見解でもございますし、それを総理自身の判断で閣議決定で変えるなどといったら、内閣が替わると憲法解釈が変わるということにもなりかねません。憲法の最高規範性、立憲主義の点から極めて問題であるということを指摘をしておきたいと思っております。

○吉田忠智君 これまでも議論がいろいろあります。総理が自ら最高責任者で長年積み上げてきた憲法解釈を変える、海外で武力行使は行わない、そのことが一貫した見解でもございますし、それを総理自身の判断で閣議決定で変えるなどといったら、内閣が替わると憲法解釈が変わるということにもなりかねません。憲法の最高規範性、立憲主義の点から極めて問題であるということを指摘をしておきたいと思っております。

○吉田忠智君 これまでも議論がいろいろあります。総理が自ら最高責任者で長年積み上げてきた憲法解釈を変える、海外で武力行使は行わない、そのことが一貫した見解でもございますし、それを総理自身の判断で閣議決定で変えるなどといったら、内閣が替わると憲法解釈が変わるということにもなりかねません。憲法の最高規範性、立憲主義の点から極めて問題であるということを指摘をしておきたいと思っております。

○吉田忠智君 これまでも議論がいろいろあります。総理が自ら最高責任者で長年積み上げてきた憲法解釈を変える、海外で武力行使は行わない、そのことが一貫した見解でもございますし、それを総理自身の判断で閣議決定で変えるなどといったら、内閣が替わると憲法解釈が変わるということにもなりかねません。憲法の最高規範性、立憲主義の点から極めて問題であるということを指摘をしておきたいと思っております。

○吉田忠智君 これまでも議論がいろいろあります。総理が自ら最高責任者で長年積み上げてきた憲法解釈を変える、海外で武力行使は行わない、そのことが一貫した見解でもございますし、それを総理自身の判断で閣議決定で変えるなどといったら、内閣が替わると憲法解釈が変わるということにもなりかねません。憲法の最高規範性、立憲主義の点から極めて問題であるということを指摘をしておきたいと思っております。

三月五日の私と小松法制局長官とのやり取り、総理も目の前で聞かれていたと思っております。私の質問に対して、長官に複数の憲法の条項の言い間違、引用ミスがあつて、昨日、法制局事務局から私の部屋に議事録の訂正を承知していただけないかと打診がございました。憲法の番人が憲法の条項を間違ふなどというのは前代未聞です。それから、私の質問に対する前回の答弁の中で、全く関係ない他党の議員の発言まで言及する。あるいは、内閣法制局長官、昨日の福島みずほ副党首の質問に対して内閣法制局長官が答弁されましたけれども、首相に代わって先回りして方針を答弁する、これ、異例のことです。また、場外における、今日出席されておられますけれども、国会議員の方との口論など、私はやっぱり法制局長官としてこの間の言動を見ると不適合ではないかというふうにも思わざるを得ません。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 小松長官は国際法の専門家でもあるわけでございます。確かにがんを患ったわけでございますが、幸いこれは抗がん剤等の治療が功を奏しているところでございまして、現役に復帰をされたわけでございます。言わば、これは日本においても、多くの方々がそうした病気に打ち勝ち、そして立派に仕事をされていらっしゃる方々がたくさんいらっしゃるわけでございます。小松長官にも立派に仕事をやり遂げていただきたいと、このように期待をしております。

○吉田忠智君 人道的な観点から、是非交代をさせて病氣療養に専念させるべきだと思います。そして、今、この国会において憲法解釈が非常に重大な局面になっております。是非、しつかり職責を果たすことのできる法制局長官に代えるべきだと、そのことを強く申し上げて、質問を終わります。

○吉田忠智君 人道的な観点から、是非交代をさせて病氣療養に専念させるべきだと思います。そして、今、この国会において憲法解釈が非常に重大な局面になっております。是非、しつかり職責を果たすことのできる法制局長官に代えるべきだと、そのことを強く申し上げて、質問を終わります。